

労働法制の拡充を求める意見書

景気回復が言われるもとで、働くものの雇用不安は解消されず、賃金・労働条件は年々低下しています。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法第1条)と定められているにもかかわらず、そうでない働き方がふえています。

パート・臨時・請負・派遣など有期労働契約で働く「非正規」労働者の多くは、差別的処遇を受け、働いても貧困から抜け出せない「ワーキング・プア」状態に陥っています。他方で正規労働者は、リストラ人減らしで仕事がふえ、長時間労働で健康を損なう人が続出、過労死・過労自殺も頻発しています。

今、日本経済活力を根底から脅かしているのは不安定雇用と低賃金・劣悪労働条件の広がりであり、それが「格差・貧困」と「少子化」問題の要因となっていることから、労働法制を改善し、法令を遵守させ、安定雇用を創出する施策を実行することが必要です。

よって、国においては、下記の事項の実現を要望します。

記

長時間労働の抑制，解雇法令の整備，派遣労働の適切な規制による雇用者責任の強化にかかわって

- 1 労働基準法を改正し 時間外労働の上限規制や割増賃金引き上げを行い、長時間労働と不払い残業をなくすこと。労働時間規制の適用除外を広げないこと。管理監督者の範囲を企業に厳守させるための予算措置をすること。
- 2 整理解雇に当たっては、 人員整理の必要性、 解雇回避努力義務の履行、 人選の合理性、 手続きの妥当性の4要件を充足しなければ解雇無効とさせるよう、法整備を行うこと。
- 3 裁判で解雇された場合等、雇用関係にある労働者の就労請求権を確立するよう、法整備を行うこと。
- 4 労働者派遣法を改正し、登録型派遣は原則禁止すること。勤続1年超の派遣先企業に直接雇用責任が生じるものとする。違法派遣や偽装出向を職業安定法違反として厳格に取り締まるための人員確保の措置をと

ること。

ワーキング・プアの根絶，均等待遇の実現，有期雇用の制限にかかわって

- 5 最低賃金法を改正し，金額を大幅に引き上げ，誰もが健康で文化的に暮らし働ける水準を全国一律で定めること。
- 6 労働基準法とパート労働法を改正し，雇用形態差別を禁止し，賃金・労働条件などの「均等待遇」を明記すること。
- 7 労働基準法を改正し，有期雇用は短期間の業務に限定し，恒常的業務への就労は期限の定めのない雇用とすること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 19 年 3 月 16 日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

厚生労働大臣 殿